

**「令和3年度横浜市観光動態消費動向調査業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 「令和3年度横浜市観光動態消費動向調査業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案事業者の概要
- (2) 類似業務実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 具体的な提案内容
- (5) 業務実施スケジュール
- (6) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務遂行力について
- (2) 提案内容について
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、提案者多数の場合には、評価委員が提案書の内容を評価基準に沿って採点した結果によって、ヒアリングの対象者を4者程度に選定することがある。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) ヒアリング
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、その他委員は次のとおりとする。
- 委員長 文化観光局文化プログラム推進部長
副委員長 文化観光局観光M I C E振興部長
委員 文化観光局横浜魅力づくり室企画課長
文化観光局観光振興課長
文化観光局観光振興課集客推進担当課長
文化観光局M I C E振興課長
都市整備局 I R推進室 I R推進課担当課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を文化観光局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、選定委員会と言う）に報告するものとする。
 - 6 委員が欠席した場合は、その者を除いた委員の評価の合計得点を評価結果とする。
 - 7 応募者が1者のみの場合は、最低基準（評価の合計得点の6割）以上であることを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該応募者を受託にふさわしい候補者として業者選定委員会に報告できる。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年1月13日から施行する。